

呉市週休2日適用工事等実施要領

令和6年4月1日制 定
令和6年12月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正
令和7年11月1日一部改正
令和8年8月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

- ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日が変わる現場閉所等を指定するものとする。
- イ 週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- ウ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位（工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間）で4週8休（現場閉所等日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。なお、4週間に満たない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。
- エ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- オ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- カ 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- キ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成届の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。
 - （ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - （イ） 工場製作のみが行われている期間
 - （ウ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事

- ア 完全週休2日交替制及び週単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（平均休日日数の割合が2日／7日）以上の休日を確保したと認められる状態（週単位）をいう。
- イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位（工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間）で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。なお、4週間に満たない期間（工事完了日の関係で28日を確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認め

られる場合に、月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

エ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

オ 平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成届の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）工場製作のみが行われている期間

（イ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

キ 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は休日としない。

3 対象工事

（1）週休2日適用工事

ア 発注者指定型

請負対象金額5千万円以上の建設工事等（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象金額5千万円未満の建設工事等（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

（2）週休2日交替制適用工事

「週休2日交替制適用工事」は、「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を原則、受注者希望型で実施するものとする。

（3）同一現場で複数の建設工事が有る場合

合冊工事、他の建設工事への随意契約工事及び分離発注工事等については、上記（1）、（2）の規定によらず、原則、同一現場で請負対象金額の最大となる工事の発注形態に合わせ実施するものとする。（対象期間が2週間未満となる工事等は除く）

4 発注方式

発注者指定型の建設工事等は、原則、月単位の週休2日又は月単位の週休2日交替制で実施するものとする。

ただし、請負対象金額が3億円以上の建設工事等は、週単位の週休2日又は週単位の週休2日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

それ以外の建設工事等については、受注者希望型で、原則、月単位の週休2日又は月単位の週休2日交替制で実施するものとする。

5 実施方法

（1）週休2日適用工事

- ア 受注者は、受注者希望型において週休2日適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- イ 週休2日適用工事を実施する場合、その旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。
- ウ 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出するものとする。対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。
- エ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を監督員に提出するものとする。
- オ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。
- カ 受注者は、週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿等で発注者に提出するものとする。
- キ 発注者指定型の建設工事で月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施するものとする。

（2）週休2日交替制適用工事

- ア 受注者は、受注者希望型において週休2日交替制適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- イ 週休2日交替制適用工事を実施する場合、その旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。
- ウ 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した計画書並びにその対象期間を明記した計画表を監督員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。
- エ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を監督員に提出するものとする。
- オ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。
- カ 受注者は、週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

6 工事成績評定

発注者指定型において、受注者の責により、週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じて工事成績評定を減点する。

なお、受注者希望型において、週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事に取り組んだ場合は、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和6年12月1日の改正については、令和6年12月1日から施行する。
- 3 令和7年6月1日の改正については、令和7年6月1日から施行する。
- 4 令和7年11月1日の改正については、令和7年11月1日から施行する。
- 5 令和8年8月1日の改正については、令和8年8月1日から施行する。